令和6年度事業計画

令和6年度は引き続き、日本の国内経済・社会活動は回復傾向にあります。世界経済では欧米各国との金融経済政策の違いにより日銀のマイナス金利解除や34年ぶりの円安などで減速が見込まれるものの、政府の総合経済対策を迅速かつ着実にすすめ、物価高を克服し、構造的賃上げや計画的で大胆な投資を官民連携で推進することで、民需主導による成長に期待するところです。新車販売の見通しでは新車の受注や生産の停止が昨年後半から見られ、納期も一部制約される傾向で、販売台数には不透明感もあります。その一方で、物価やエネルギー価格の上昇が止まらず消費者心理への影響も懸念されます。

自動車整備業界においては少子高齢化に伴う人口減少の影響や、道路運送車両法 改正、カーボンニュートラルへの対応により電動化や自動車技術の進展がある中、 DX対応も急がれます。また、登録車では昨年1月から、軽自動車では本年1月か ら車検証の電子化が行われ、本年10月からはOBD検査も本運用を迎えます。 これら業界の環境を踏まえ、以下の諸事業に取り組んで参ります。

1. 業界振興・活性化対策

自動車整備業界では人口減少、少子高齢化、経済成長や保有台数増加も鈍化していることを踏まえ、会員事業者の健全な経営の実践を推進するとともに、整備士確保対策として「石川県自動車整備人材確保・育成連絡会」並びに「石川県自動車整備商工組合」と連携し、新たに若年層を対象とした人材の掘り起こしを図るため、SNS等を活用し、PRを進めます。

また、持続的な賃上げや価格転嫁の円滑化が求められており、環境整備を進めていく必要があります。多方面から業務効率化をはかり収益力を上げて達成できるよう、方策の検討を進めて参ります。

さらに点検整備需要掘り起こし事業「マルであんしんキャンペーン」については能登半島地震で被災された能登地域の会員事業者の皆様に十分配慮しつつ、活用の拡大を図り、さらに「マルであんしんカード」のデジタル化に向け引き続き検討を進めます。

2. 業界健全化対策

会員整備事業者のコンプライアンス強化のため、引き続き整備主任者の法令研修、自動車検査員研修及び事業場管理責任者研修の実施を通じ、啓発を行います。

このほか、車積載車による有償運送許可取得に係る研修会の開催や回送運行許可制度に基づく適正な運用を推進します。

毎年全国展開している自動車点検整備推進運動並びに「不正改造車を排除する 運動」に参画し、不正車両排除の周知徹底を行います。また、北陸信越運輸局並 びに石川運輸支局との情報交換を通じ、整備事業の課題とさらなるコンプライア ンス強化に向けた取り組みや、情報の共有と展開を推進します。

特定整備制度への対応では本年3月の経過措置期間終了により、会員事業場に 対し電子制御装置整備認証の追加取得の推進と支援を引き続き行います。

3. 整備技術向上対策·ICT化促進

二種養成講習では充実した環境のもと整備士養成を引き続き行うとともに、スキャンツール応用研修と整備主任者技術研修の実施を通じ、高度な技術力の提供を行います。このほか、検査員教習や電子制御装置整備に係るADAS講習等の各種研修を引き続き実施します。さらに今後、特定整備制度に対応した自動車整備士の資格体系や養成課程について、自動車技術の進展を踏まえ適切な整備ができるよう見直しされるため、情報収集に努めて参ります。

ICT関連ではFAINESの利用促進と昨年1月から登録車で本年1月から 軽自動車で「車検証の電子化」が開始され、継続検査OSSの利用促進と記録等 事務委託制度の利用をさらに推進します。また、本年10月からの「OBD検査」 に向けたプレ運用の利用促進と情報の展開に努めます。

なお、本年は全日本自動車整備技能競技大会の開催が予定されており、昨年の 石川県大会優勝の能登支部チームが出場するため諸準備を進めます。

4. 環境保全・省資源対策

CO₂排出削減の取り組みを推進し、環境対策及び循環型社会の形成に向けた取り組みをする会員事業者に対し「環境に優しい自動車整備優良事業場」の表彰制度を積極的に推進し、環境保全に対する意識の高揚に努めるほか、自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の適正処理と自動車リサイクル・リユース部品の活用推進に努めます。

5. 自動車使用者対策

全国展開の自動車点検整備推進運動並びに「不正改造車を排除する運動」を通じ自動車使用者に対し点検整備の必要性と保守管理責任の醸成を図ります。

また、本年開催予定の「セーフティーCarにばる石川2024」並びに「クルマふれあいフェスタランド2024」に引き続き参画・協力するとともに「マルであんしんキャンペーン」の充実と活用により、定期点検の励行を推進します。

自動車整備相談所については窓口相談員の対応力向上を図り、適切な運営に努めます。

なお、定期点検の励行を推進するため、石川運転免許センターのサイネージ(電子掲示板)広告掲載を引き続き行い、ユーザーの保守管理意識の高揚を図ります。

6. 自動車登録番号標交付代行·車両番号標頒布業務

全標協(全国自動車標板協議会)と連携を密にし、本年の希望番号システム更改も踏まえ適切な業務運営に努めるとともに、地方版図柄ナンバーをはじめ全国版図柄ナンバーのより一層の普及推進に努めます。

7. 福利厚生対策

人材確保に関し、商工組合と連携して若年層を対象としたテレビCM、SNS を活用した取り組みを通じ自動車整備士の仕事や整備士イメージ向上を図ります。 当業界内では福利厚生事業の一環として会員事業主・従業員を対象とした定期健 康診断を県下会場にて実施するほか、恒例の親睦ボウリング大会については開催 を予定しています。

8. 組織運営対策及び法制・税制対策

定款・法令に基づき諸会議等の開催並びに県内各ブロック・支部と連携して事業推進を図ります。また、自動車整備事業に関連する法制度等の改正について当会としての要望等を必要に応じて行うなど情報収集と展開に努めます。また、自動車関係諸税軽減のための要望も日整連(日本自動車整備振興会連合会)・整商連(日本自動車整備商工組合連合会)並びに整政連(日本自動車整備政治連盟)と連携して進めます。この他、「令和6年能登半島地震」の被災事業者に寄り添った支援について、検討を適宜適切に行います。

令和6年度の事業計画の概要は以上のとおりです。

本年度におきましても、行政ご当局と関係各位にご支援をお願いするとともに 会員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

主な事業項目

1. 業界振興・活性化対策

- (1) 日整連「自動車整備業ビジョンⅡ」に基づく啓発の推進
- (2)「石川県自動車整備人材確保・育成連絡会」並びに石川運輸支局と連携し、 高等学校訪問を実施して整備士の人材確保の推進
- (3) 若年層を対象とし、SNS等を活用し、整備士人材の掘り起こしの推進
- (4) 定期点検需要掘り起こし事業「マルであんしんキャンペーン」により業界 の内部環境改善と会員外との差別化を図り、内容充実とデジタル化の推進
- (5) 外国人自動車整備技能評価試験の実施
- (6)業界関連機関・団体との連携強化

2. 業界健全化対策

- (1)業界のコンプライアンス強化と健全化の推進
- (2) 自動車整備事業、検査登録業務に関する行政協力の推進
- (3) 環境保全と交通安全運動への協力
- (4) 会員事業場の業務に関する相談への適正な対応と調査・研究の推進
- (5) 改正道路運送車両法に基づく特定整備制度への対応強化と電子制御装置整備認証の追加取得の促進支援
- (6)「不正改造車を排除する運動」の推進
- (7) 街頭検査の実施
- (8) 整備主任者法令研修・自動車検査員研修・事業場管理責任者研修の実施

3. 整備技術の向上・ICT化促進対策

- (1) 二種養成施設(振興会技術講習所)として適正な運営
- (2) 自動車整備技能登録試験及び自動車整備技能検定試験への協力
- (3)整備主任者等技術研修及びADAS研修の充実と実施
- (4) FAINESの加入・利用促進
- (5)継続検査OSSの利用促進
- (6) 記録等事務委託制度利用の推進
- (7)「OBD検査」運用開始に向けた情報収集と適切な展開
- (8) 全日本自動車整備技能競技大会に向けた準備と推進

4. 環境保全・省資源対策

- (1)「環境にやさしい自動車整備優良事業場」の表彰制度の推進
- (2) 排気ガステスターの定期校正(隔年実施)
- (3) リサイクル・リユース部品の利用促進

5. 自動車使用者対策

- (1)「点検整備推進運動」の展開と推進
- (2)「セーフティーCarにばる石川2024」への参画
- (3)「くるまフェスタランド2024」への参画
- (4) 定期点検の励行を推進するため石川運転免許センターのサイネージ(電子 掲示板) 広告掲載によりユーザーの保守管理意識の醸成
- (5) 自動車整備相談窓口の適正な運営

6. 自動車登録番号標交付代行·車両番号標頒布業務

- (1) 標板交付(頒布)業務並びに封印受託業務の適切な遂行
- (2) 希望番号システムの適切な運用
- (3) 地方版図柄ナンバー並びに新たな全国版図柄ナンバー交付の普及促進

7. 福利厚生対策

- (1) 若年層を対象としてSNS等を活用し、整備士の仕事や整備士イメージの 向上
- (2) 会員事業場の事業主・従業員を対象とした定期健康診断の実施
- (3) 親睦ボウリング大会の開催

8. 組織運営対策

- (1) 法令・定款に基づき各種会議を開催
- (2) 公益目的支出計画に基づく事業の適切な実施
- (3) 各ブロック・支部との連携強化と円滑な運営
- (4) 役員視察研修の実施検討
- (5) 自動車関連団体との連携・協力
- (6) 日整連・整商連・全標協・整政連・商工組合との連携・協調
- (7) 北陸信越ブロック関連団体との連携・協力
- (8) 行政機関等への協力